# 第５章　各分野に共通する施策の展開

道では、第1章から第4章で掲げる「地球環境の保全」、「循環型社会の形成」、「自然との共生」、「地域環境の確保」という4つの政策分野に対して、横断的・共通的に関わる施策を推進しています。

また、施策の推進に当たっては、「環境教育等行動計画」等の関連計画等との調和を図りながら取り組んでいます。

## １　環境に配慮する人づくりの推進

### (1) 環境教育の推進・環境にやさしいライフスタイルの定着

平成26年3月に道が策定した「北海道環境教育等行動計画」では、「道民一人ひとりが参加し協力しながら、持続可能な社会を築いていくため、環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを進める」ことを目指す方向として掲げており、道民、事業者、民間団体、行政等の各主体が連携しながら環境保全の取組を進めるとともに、その基盤となる「人づくり」の推進に取り組むこととしています。

#### ア　人材の育成・効果的な活用

道では、子どもから大人までを対象とした参加・体験型の環境教育プログラムや、指導者の育成を行う「環境の村事業」を実施しています。平成27年度は、環境保全活動の実践へと結びつくような「人材育成ワークショップ」や「環境教育セミナー」等を開催し、計67人が参加しました。

また、野幌森林公園（道立自然公園）の自然ふれあい交流館では、「ボランティア・レンジャー育成研修会」を実施し、人と自然との橋渡し役をする自然解説員の育成を行いました。

このほか、道では、地域の民間団体等による自主的な環境保全活動を支援するため、住民団体等が開催する環境学習講座に講師を派遣する「地域環境学習講座『eco-アカデミア』」を実施しており、平成27年度は14回講師を派遣し、790人が参加しました。

#### イ　各種啓発事業

**◆環境の村事業**

「環境の村事業」では、環境に負荷をかけない暮らしを親子で共通体験することで、自然に対する知識や地域の環境保全への興味を深め、環境問題解決への一歩となることを目的とした親子キャンプを行いました。キャンプでは、地元食材を使った食事づくりや、参加者自身がプログラムの企画に携わるなど、主体的な体験プログラムを実施しました。

**◆地域環境学習普及事業**

地域における環境教育・環境保全活動を進めるため、各（総合）振興局が主体となり、学校、事業者、地域団体・市民活動団体、市町村等と連携して、環境学習バスツアーや自然体験教室などを行う「地域環境学習普及事業」を実施しており、平成27年度は、全振興局において、計28事業を行いました。

### ◆キッズISO14000プログラム

道内企業等（右表）から支援を受け、子どもたちが主役となって家庭の省エネルギー等に取り組む環境教育プログラム「キッズISO14000プログラム」を、NPO法人国際芸術技術協力機構（ArTech）と共同で実施し、平成27年度は11市町村、14小中学校、327人の児童生徒が参加しました。

■平成27年度協力企業一覧

| 事業者名 | 所在地 |
|---|---|
| あいおい二ッセイ同和損害保険株式会社 | 札幌市北区 |
| 株式会社アミノアップ化学 | 札幌市清田区 |
| イオン北海道株式会社 | 札幌市白石区 |
| 石上車輌株式会社 | 札幌市清田区 |
| 岩田地崎建設株式会社 | 札幌市中央区 |
| 恵庭建設株式会社 | 恵庭市 |
| 越智建設株式会社 | 苫小牧市 |
| 生活協同組合　コープさっぽろ | 札幌市西区 |
| 株式会社コサイン | 旭川市 |
| 株式会社櫻井千田 | 奈井江町 |
| 株式会社札幌ドーム | 札幌市豊平区 |
| サンフロア工業株式会社 | 岩見沢市 |
| 新日鐵住金株式会社室蘭製鐵所 | 室蘭市 |
| 株式会社スーパーライン北翔 | 江別市 |
| 株式会社菅原組 | 函館市 |
| 株式会社ズコーシャ | 帯広市 |
| 苫小牧清掃企業組合 | 苫小牧市 |
| 株式会社中山組 | 札幌市東区 |
| 株式会社日興ジオテック | 旭川市 |
| 長谷川建設株式会社 | 稚内市 |
| 花本建設株式会社 | 旭川市 |
| 有限会社原田工務店 | 八雲町 |
| 株式会社プリプレス・センター | 札幌市中央区 |
| ホクレン農業協同組合連合会 | 札幌市中央区 |
| 株式会社北海道エコシス | 帯広市 |
| マックスバリュ北海道株式会社 | 札幌市中央区 |
| 株式会社マテック | 帯広市 |
| 株式会社山内組 | 更別村 |
| 山本建設株式会社 | 稚内市 |
| よつ葉乳業株式会社 | 札幌市中央区 |

※敬称略、五十音順

### ◆その他の取組

道では、子どもたちが身近な場所で楽しみながら環境について学ぶことができる環境教育プログラム「エコキッズ・アクションプログラム集」を作成し、道のホームページでも公開しています。

（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/ecokids_actionprogram.htm）

また、川の生き物を調べることで水環境保全意識を啓発する「全国水生生物調査」など、国の環境教育の取組や各種啓発事業への積極的な参加を呼びかけました（右表）。

■各種啓発事業への道内における参加状況

| 区分＼年度 | H25 | | H26 | | H27 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 団体数 | 人数 | 団体数 | 人数 | 団体数 | 人数 |
| こどもエコクラブ | 21 | 462 | 26 | 514 | 23 | 611 |
| 全国水生生物調査 | 8 | 236 | 6 | 133 | 7 | 232 |

## ウ　学校教育における環境教育等の推進

### ◆環境教育の推進

小・中・高等・中等教育学校では、子どもたちが環境を大切にする気持ちを持つとともに、環境問題を自ら考え、環境に配慮した行動を実践できるようにするため、発達の段階に応じて、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、教育活動全体を通じて環境教育に取り組んでいます。

北海道教育委員会では、北海道の美しい自然環境を保全し、次代に引き継ぐために、環境教育に関する指導、資料の発行や、優れた実践の情報提供をしています。また、学校や社会における環境教育の一層の改善・充実を図るため、「北海道環境学習フェア」を開催しています。

平成 27 年度は、北海道岩見沢農業高等学校を会場に、ポスター発表や、実践発表、講演、体験学習を行

■環境学習フェア

いました。また、岩見沢農業高校の生徒による、小学生や中学生を対象とした体験学習等により、環境について考えを深めることができました。

今後とも、各学校において各教科や総合的な学習の時間などを活用し、子どもたちが自分たちの生活と環境との関わりについて総合的に理解するとともに、日常の中で、環境に配慮して主体的に行動する意欲や態度を育むことができるよう教育活動の充実に努めます。

また、文部科学省では、学習指導要領において、各教科等における環境に関わる内容を一層充実するとともに、体験的・問題解決的な学習を重視するなど、環境教育の改善・充実を図ることとしているほか、各学校における取組を支援するために、「環境のための地球学習観測プログラム（グローブ）推進事業」に参加するグローブ校の指定などを行っており、道としても積極的に参加校を支援しています。道内では、平成27～28年度に高等学校1校が参加しています。

**◆エコスクールの取組の推進**

学校施設の一つひとつは、二酸化炭素の排出量など環境に対する負荷は大きくありませんが、全道の施設全体を考えると、数が多く、面積も大きいため、環境への影響は大きくなります。また、学校は、次代を担う子どもたちにとって身近で、地域に必ず存在する施設であることから、学校における環境教育の取組などは、子どもたちだけでなく、その地域に対しても種々の影響を与えます。

このことから、学校施設整備において、積極的に環境への影響を意識し、また、施設、管理運営、そして教育の3つの側面から学校づくりを考え、二酸化炭素の削減はもとより、健康や周辺環境との調和など広義の環境負荷の低減を図ることを目的とした「エコスクール（環境を考慮した学校施設）」の取組が求められています。

道内の公立学校においては、校舎や屋内体育館の改築事業などを実施する際に、内装に道産材等の木材を活用し、木質化による暖かみのある空間を創出しているほか、平成27年度末現在、高等学校20校、特別支援学校7校の屋上等に太陽光パネルを設置し、発電した電力を活用することで化石燃料を削減し、環境負荷の低減を図っています。また、こうした発電の状況を環境教育に活かす取組などを行っており、平成27年度は、小学校3校、中学校1校でモデル事業を実施しています。

道では、今後とも施設の環境負荷の低減に向けた取組の推進に努めます。

### エ　道民の「環境にやさしいライフスタイル」の確立

道では、毎年7月を道民環境行動月間、5月、7月、10月、1月の第2日曜日をそれぞれ春・夏・秋・冬の「道民環境の日」と定め、道民の皆さんに環境行動の実践を呼びかけています。

また、日常生活における身近で環境にやさしい行動の事例、積極的に環境行動に取り組もうとする事業者・団体等にとって参考となる情報などを「環境行動ハンドブック」としてまとめ、道民の皆さんの取組を促進しています。

**◆環境に配慮したイベント（エコイベント）の推進**

道内では、展示会や式典、お祭りなど様々なイベントが行われています。これらは、情報の発信や地域間交流などに有効である一方、エネルギーや資源の消費、廃棄物の発生など、環境へ負荷を与える側面があります。

このため、道では、イベントの開催に伴う環境負荷の低減を図るとともに、環境に配慮したイベント（エコイベント）の開催を通じて環境意識を向上させ、取組の促進につなげていくため「北海道エコイベント指針ーイベントにおける環境配慮のススメー」を作成し、配慮すべきポイントをまとめています。主催者や参加者の立場からチェックできるシートを掲げ、この活用により、エコイベントとなるよう、道民の皆さんに呼びかけています。

## (2) 民間団体等の自発的な環境保全活動の促進・協働取組の推進

自発的な環境保全活動を促進するため、住民団体等が開催する環境学習講座に講師を派遣する「地域環境学習講座『eco-アカデミア』」を実施したほか、道民、事業者、行政など様々な主体間の連携を進めるための事業や、（公財）北海道環境財団を通じた民間団体等への活動支援などを進めています。

### ア　環境道民会議

環境道民会議は、道民・事業者・行政が連携して積極的に環境保全活動の取組を推進し、北海道環境基本計画の目指す環境重視型社会を実現することを目的に平成１０年に設置されました（下図）。平成 28 年５月末現在で、65 団体が参加しており、環境問題への理解を深めるためのセミナーを開催したほか、各参加団体の環境保全活動を促進するための情報交換会などを実施しました。

■環境道民会議がめざすもの

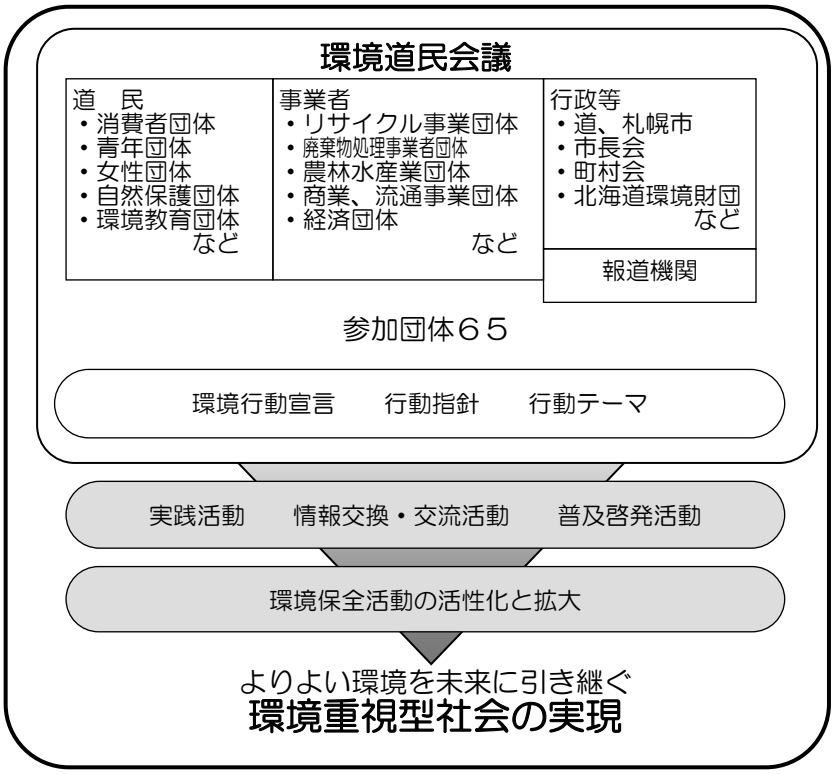

### イ　企業との協定による事業の実施

道では、環境に関心の高い企業等と環境保全等に関する協定を締結し、様々な事業を協働で実施しています。

#### ◆アサヒビール株式会社（協定締結平成 21 年 4 月）

アサヒビール株式会社との協働事業では、ラムサール条約登録湿地及び知床世界自然遺産の保全活動に取り組む団体を支援しており、平成 27 年度は公益財団法人知床財団及び公益財団法人北海道環境財団に助成を行ったほか、11 月に札幌市内で助成団体による環境保全活動等の報告を行う寄付金報告会を開催するとともに、長期にわたる同社の取組に対して知事感謝状を贈呈しました。

■寄付金報告会での記念撮影

#### ◆北海道コカ・コーラボトリング株式会社（協定締結平成 21 年 11 月）

北海道コカ・コーラボトリング株式会社との協働事業である「北海道ｅ－水（イーミズ）プロジェクト」では、水辺の環境保全活動に取り組む道内の団体等を支援しており、平成 27 年度は８団体に助成を行ったほか、11 月に札幌市内において、助成団体による活動報告などを行う「北海道ｅ－水フォーラム」を開催しました。

■北海道e-水フォーラムでの記念撮影

#### ◆株式会社サッポロドラッグストアー（協定締結平成 22 年 12 月）

株式会社サッポロドラッグストアーとの協働事業では、地球温暖化防止をテーマとした環境教室等を実施しており、平成 27 年度は、全道の児童クラブや小学校などで、計 17 回、617 名に対して環境教室を実施したほか、新規プログラムの作成や広報活動などを行いました。

■小学校の環境教室

#### ◆株式会社ニトリホールディングスと釧路市（協定締結平成 23 年 2 月）

株式会社ニトリホールディングスと釧路市との３者協定による「ニトリ・サルルンカムイ・プロジェクト」では、タンチョウの生息域外保全事業を実施しており、平成 27 年３月に、釧路市動物園と台北市立動物園の学術交流を行いました。

### ウ　環境保全活動功労者の表彰

地域において、環境保全推進のため長年にわたり献身的な活動を続け、その事績が顕著な個人または団体に対して知事感謝状による表彰を行っており、平成27年度は、5団体、1個人を表彰しました。

■環境保全活動功労者表彰（知事感謝状）被表彰者一覧

| 氏名・団体名 | (総合)振興局 | 市町村 | 区分 |
|---|---|---|---|
| 雨竜沼湿原を愛する会 | 空知 | 雨竜町 | 団体 |
| 特定非営利活動法人 もりねっと北海道 | 上川 | 旭川市 | 団体 |
| 旭川みどり２１の会 | 上川 | 旭川市 | 団体 |
| 歴舟川の清流を守る会 | 十勝 | 大樹町 | 団体 |
| 札幌弱電設備業協同組合 | 石狩 | 札幌市 | 団体 |
| 岡崎　朱実 | 石狩 | 江別市 | 個人 |

### エ　環境保全推進委員制度

環境保全及び創造に関する施策に道民の意見を反映するため、「北海道環境基本条例」に基づき環境保全推進委員制度を設けています。

委員は、地域において環境情報などを収集して、自ら環境保全に資する行動に取り組むよう努めるとともに、道の環境施策に対する意見等を提出することとなっており、現在、公募により60名の方を委員として委嘱しています（下図表）。

■環境保全推進委員制度のしくみ

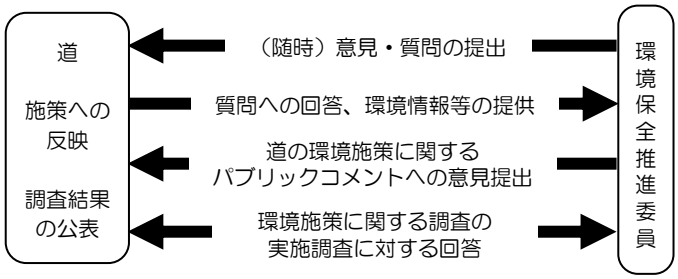


■環境保全推進委員の連携地域別構成

| 連携地域名 | | 委嘱人数 |
|---|---|---|
| 道　央　圏 | 空知、石狩、後志、胆振、日高 | 37 |
| 道　南　圏 | 渡島、檜山 | 2 |
| 道　北　圏 | 上川、留萌、宗谷 | 12 |
| オホーツク圏 | オホーツク | 4 |
| 十　勝　圏 | 十勝 | 2 |
| 釧路・根室圏 | 釧路、根室 | 3 |
| 計 | | 60 |

※平成28年３月現在

### オ　公益財団法人北海道環境財団

民間団体等による自発的な環境保全活動を促進するため、平成9年度に設立された公益財団法人北海道環境財団は、環境情報の提供や環境保全活動への支援、各主体間のパートナーシップ形成の拠点となる「北海道環境サポートセンター」の運営など、様々な取組を行っており、道では、こうした同財団の取組を支援しています。

## ≪道内における環境保全活動・環境教育の取組事例≫

環境教育の推進には、道民、事業者、民間団体、行政等が連携しながら環境保全活動等の取組を実践していくことが大変重要です。「北海道環境教育等行動計画」では、道内各地のこうした取組事例を広く発信していくこととしています。

### コープ未来（あした）の森づくり基金

■第８回「コープの森植樹祭」参加者とスタッフ

「コープ未来(あした)の森づくり基金」は、組合員一人ひとりの環境への意識が森づくりへとつながる仕組みを目指し、平成 20 年７月に設立されました。コープさっぽろのお店でレジ袋を辞退すると、0.5 円が基金に積み立てられ、北海道の森づくりに広く役立てられます。

現在、全道 14 カ所の「コープの森」、当別町の「道民の森(F の森)」で、定期的に植樹や育樹作業を行うとともに、植樹祭を毎年開催しています。平成 27 年度は 10 カ所の「コープの森」と「道民の森(F の森)」で植樹祭を開催し、植樹後はしいたけのほだ木打ち体験や木製オリジナルマグネット作り、「森のビンゴ」など、各地域で特色のある企画を行いました。

「道民の森(F の森)」での植樹祭は、参加する市民の中から「あすもりサポーター」を募り、「森づくりワークショップ」を立ち上げて企画や運営を行うなど、市民参加型の森づくりに取り組んでいます。こうした活動を通じ、将来の森づくりを支える市民やリーダーが着実に育っています。

### 北見市こども環境ウォッチング

■常呂町遺跡の森でのアニマルトラッキング

北見市では、将来を担う子供たち一人ひとりが、フィールドワークや施設見学を通して、私たちの生活と自然環境との関わりあいについて学び、自然環境を大切にする心と行動力の育成を図るため、平成 20 年度から「こども環境ウォッチング」を実施しています。平成 27 年度は年２回開催し、１回目は訓子府町オロムシ川で虫や魚に触れて学ぶ水生生物観察会、公衆浴場に実際に入浴してマナーを学ぶ公衆浴場体験会、北見市の水道水がどのように作られているかを学ぶ広郷浄水場見学会を実施しました。２回目は、常呂町遺跡の森でかんじきを履いて雪の上を散策し、野生動物の痕跡を探しながら、どのように食べ物を探すのか、捕食者から身を守るためにはどうすればよいかなどを学びました。また、知床財団のスタッフから、人とヒグマなどの野生生物との関わり方について、骨や糞、毛皮などの標本を使って学びました。

このような実体験を重視した環境教育を実施するとともに、活動の様子を DVD やポスター等で広く情報発信することで、子供たちはもとより、市民の環境保全意識の高揚を図っています。

※その他の環境教育等の取組事例については、北海道のウェブサイトで公開しています。
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/kannkyoukyouiku/torikumijirei.pdf

## ≪環境活動のナビゲーター「公益財団法人北海道環境財団」の主な取組≫

公益財団法人北海道環境財団では、地域での環境保全活動を促進するため、北海道が指定する「北海道地球温暖化防止活動推進センター」としての活動のほか、情報や環境学習の機会の提供、企業等と連携した保全活動の支援、地域主体との協働モデル事業など、様々な取組を進めています。

### 自然環境保全を担う人材育成のためのセミナー『自然環境保全を仕事にしよう！』

近年、関心が高い自然環境保全の仕事について、従事する方から仕事内容等の話を聞く機会をつくることを目的に、アサヒビール株式会社の支援を得て、セミナーを開催しました。セミナーは「公務員」「施設運営」「コンサルタント」「企業」「NPO」の５分野ごとに５回開催し、毎回、大学生を中心に多くの方が参加されました。「自然に関わる仕事を具体的に知ることができた」「イメージが変わった」「講師の方々のエネルギッシュな言葉に励まされた」などの感想が寄せられました。全 5 回の内容は冊子に取りまとめ、道内の大学、自然環境施設等で配布しています。

■満員となった第１回（公務員の巻）

### 地球温暖化ふせぎ隊事業の活動展開

身近な生活環境の中で地球温暖化防止の取組を広げていくため、環境学習プログラムの作成と普及活動に取組んでいます。本年度は、これまでの取組に加え、「石狩市美登位創作の家」で季節に合わせた屋外プログラムを NPO 法人 ezorock と協働で、自然の中での様々な体験を通して、物を大切にすることや化石燃料に頼らない冬の暮らしの工夫を学ぶプログラムを２回実施しました。

今後も出前環境教室を継続しながら、重点的に展開するプログラムとして取り組んでいく予定です。

■10 月に実施したおもしろ体験（薪割り）

### みんなで創る再エネの大地　～プロジェクト　オホーツク～

地域の再生可能エネルギー資源を活用して温室効果ガス排出の抑制を図るために、寄付金を活用して太陽光発電や木質ペレットストーブの導入支援を行う事業を北見市・美幌町・津別町で実施しました。

本事業では、企業・個人から募った寄付金を太陽光発電等の設置者に対して支援金として提供するとともに、寄付者に対しては地域の特産品等をお礼として提供することで、「地域経済にも貢献する再生可能エネルギー導入拡大」を目指しました。その結果、50 世帯の太陽光発電システム等の導入支援を行いました。本事業の取組状況については、シンポジウムやパンフレット、ホームページなどを通じて広く情報発信しました。

※ プロジェクト オホーツク　WEB サイト ： http://www.heco-spc.or.jp/okhotsk/

### カ　北海道生物多様性保全活動連携支援センター（HoBiCC）

生物多様性の保全を推進するためには、道や市町村、NPO、事業者、各分野の専門家など、様々な主体がネットワークを構築し、活動を進めていくことが重要です。

こうしたネットワークを形成し、地域の保全活動等を支援するため、公益財団法人北海道新聞野生生物基金、地方独立行政法人北海道立総合研究機構環境科学研究センター及び公益財団法人北海道環境財団の3団体により平成26年4月4日に「北海道生物多様性保全活動連携支援センター（HoBiCC）」が設立されました。

道では、HoBiCCを「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」に基づく「生物多様性保全活動連携支援センター」に指定しています。

HoBiCCでは、①生物多様性の保全に対する認知と理解の促進、②地域での生物多様性の保全活動等への支援、③多様な主体間の連携の促進、④生物多様性に関する科学的知見の集積と提供、⑤生物多様性の保全に必要となる人材の育成などに取り組むこととしており、平成27年度は、株式会社北洋銀行や環境省の交付金を活用し、国際野生動物管理学術会議における高校生向け特別シンポジウムの開催、セイヨウオオマルハナバチの駆除体験事業や普及啓発資材の作成など生物多様性の保全に向けた普及啓発を行いました。

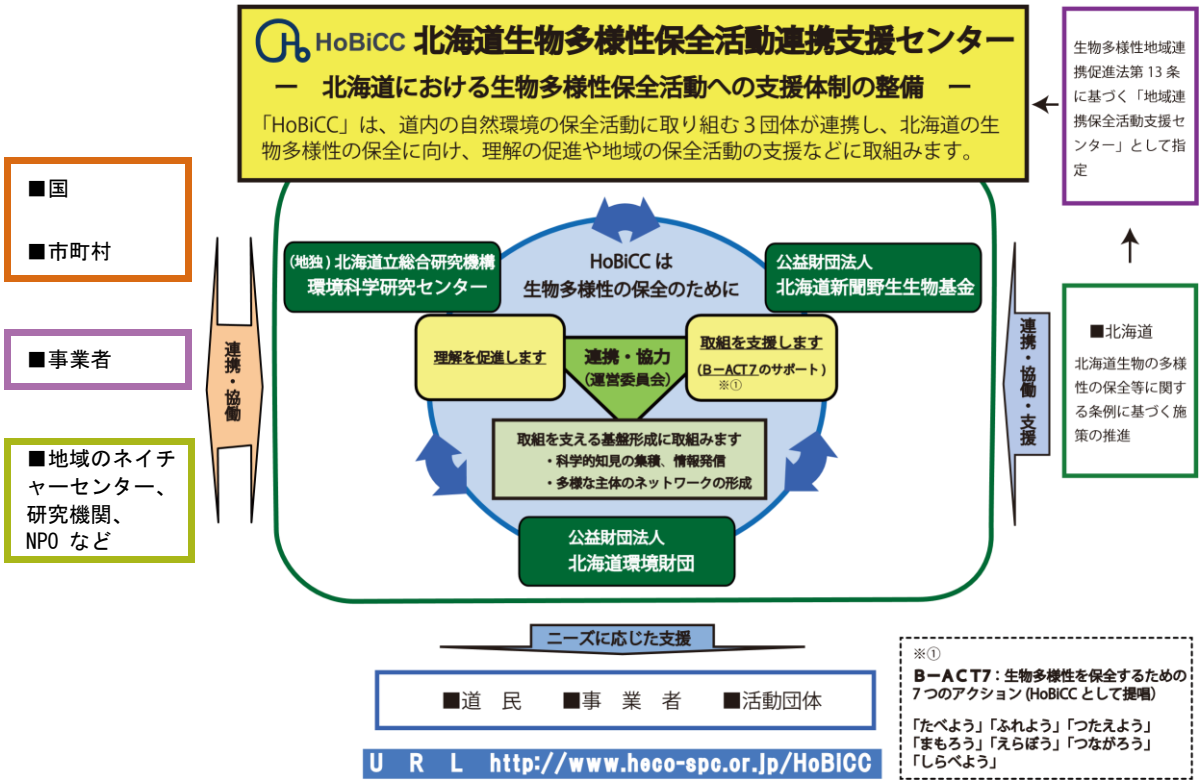

## ２　環境と経済の好循環の創出

### （1）環境に配慮した事業活動の推進

生産や流通など社会の中で大きな役割を担う事業者の活動においては、法規制の遵守に加え、製造段階から環境に配慮し、廃棄の際にリサイクルしやすい製品の製造、低負荷型の製造方法や流通手段の取り入れなど、環境への負荷を積極的に減らすことが重要です。

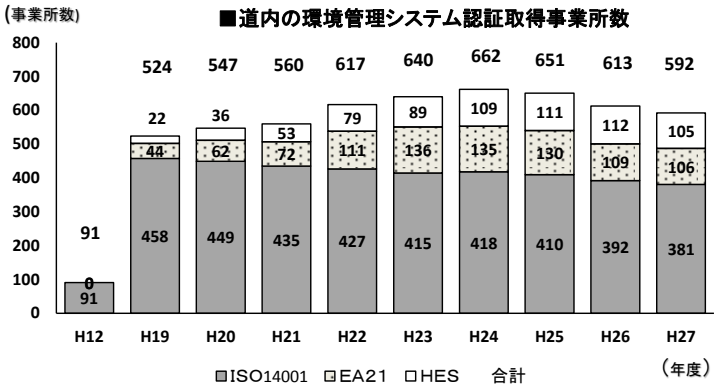


また、事業者や組織が導入する環境管理システムには、国際規格であるISO14001に加え、ISO14001に比べて中小企業が導入しやすい「北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）」や環境省が策定したガイドラインに基づく「エコアクション21（EA21）」の認証制度があり、この３つの制度の認証取得事業所数は、平成27年度末現在、合計で592となっています。

このほか、道では、企業の立地等に際し環境に大きな影響を及ぼすおそれがある場合、必要に応じ関係市町とともに事業者と公害防止協定を締結し、環境に配慮した事業活動を求めています。

平成27年度末現在、道、苫小牧市と事業者との3者協定を16事業所と、苫小牧東部工業地域に関連して、道、苫小牧市、千歳市、安平町、厚真町、むかわ町と事業者との7者協定を9事業所と、石狩湾新港地域に関連して、道、札幌市、小樽市、石狩市と事業者との５者協定を1事業所と締結しており、関係市町と連携して協定に基づく監視、助言、指導を行うことで地域の環境保全対策を推進しています。

#### ア　北海道グリーン・ビズ認定制度

道では、環境保全に貢献している事業所等の取組を認定（登録）する「北海道グリーン・ビズ認定制度」を平成20年度に創設しました。

この制度には、他の模範となる優れた取組を認定する「創意あふれる取組部門」や$CO_2$等の排出量削減の数値基準を達成した取組を認定する「先進的な取組部門」があり、平成27年度は、「創意あふれる取組部門」で６事業所を認定しました。

このほか、自主的な取組を実践している事業所を広く登録する「優良な取組部門」があり、平成27年度末現在、1,499の事業所等が登録されています。

認定（登録）された事業所等は、金融機関から融資を受ける時や私募債を発行する際に金利の優遇を受けられるほか、シンボルマーク（右図）が使用でき、道のホームページ等で紹介されるなどのメリットがあります。

■先進的な取組部門シンボルマーク

## イ　道が行う事務・事業等における環境配慮の推進

道は、自らも事業者であることから、率先して様々な環境配慮の取組を進めています。

### ◆実行計画期間中の温室効果ガス排出量

道では、平成 12 年から 22 年まで、環境管理システム ISO14001 認証を取得し取組を進めてきましたが、取組内容が十分浸透したことや、事務・事業の簡素効率化の観点から、平成 23 年３月末に認証を返納し、「第３期道の事務・事業に関する実行計画（平成 23 年度から平成 27 年度までの５年間）」（以下「第３期実行計画」という。）に基づき、取組を進めています。実行計画や計画の推進状況については、道のホームページでも公表しています（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/hokkaido/ks/ksk/iso/index.htm）。

#### ①　第１期実行計画期間（平成 12 年度～平成 16 年度）

平成 10 年代前半は、パソコンの設置台数の増加による電気使用量増加に加え、施設の新設、増改築などの物理的状況変化により、平成 15 年度には基準年度（平成 10 年度）比で 14%温室効果ガス排出量が増加しました。

#### ②　第２期実行計画期間（平成 17 年度～平成 22 年度）

太陽光発電など省エネ型設備、機器の導入、ファシリティマネジメントによる管理コスト縮減、庁舎等の集約、転用等、環境管理システムの運用による職員の環境配慮行動の定着などにより、策定当初の 5%から平成 20 年度に改定した後の削減目標 16.5%を上回り、平成 22 年度は 26.7%の削減を達成しました（札幌医科大学の独立行政法人化などを含む）。

#### ③　第３期実行計画期間（平成 23 年度～平成 27 年度）

平成 27 年度における温室効果ガス排出量を、基準年度（平成 21 年度）の排出量に比べ、二酸化炭素換算で３万トン（11%）削減することとしました。

平成 26 年度の排出量は約 24 万 42 百トンで、基準年度から 10.6%減少しています。

■温室効果ガス排出量の削減目標（単位：ｔ－$CO_2$）

| 平成21年度<br>温室効果ガス排出実績<br>A | 削減目標<br>B | 平成27年度<br>温室効果ガス排出目標<br>C＝A－B |
|---|---|---|
| 271,200 | 30,000（11%） | 241,200 |

### ◆グリーン購入の推進

道では、「グリーン購入の推進」として環境配慮型製品の優先的購入を進めており、平成13年に策定した「北海道グリーン購入基本方針」及びその具体的指針として毎年定める「環境物品等調達方針」により、環境物品等を積極的に調達しています。

今後も、グリーン購入を道自らが率先して行うことにより、環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの確立に向けた道民や事業者の意識喚起や環境物品等への需要の転換を図ります。

また、平成27年度には、道内の全市町村（179市町村）でグリーン購入を実施していることから、今後は、市町村におけるグリーン購入の実施分野・品目の拡大に向けて、道の取組状況調査や情報提供等に取り組みます。

■道におけるグリーン購入調達率

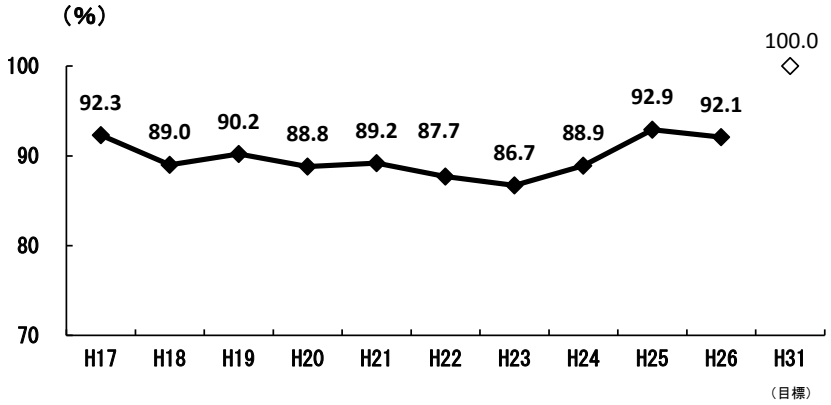


■グリーン購入の実施市町村数

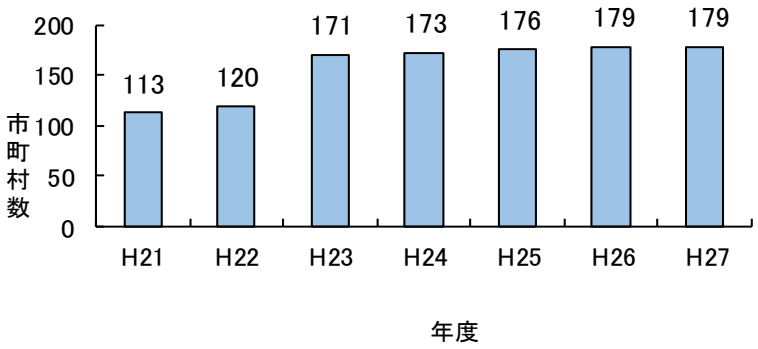


■「北海道グリーン購入基本方針」のしくみ

【趣旨】
○　環境配慮型製品の優先的購入など
○　環境負荷の低減に資する物品・役務の調達方針を作成、調達を推進（グリーン購入法による努力義務）

【適用範囲】　道のすべての機関に適用

【基本原則】
○　再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を使用していること
○　使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと
○　使用後にその全部又は一部の再使用または再利用がしやすいことにより、廃棄物の発生を抑制できること
○　その他環境への負荷の低減に資することができるものであること
○　調達の必要性・適正量の事前検討により調達総量を抑制すること
○　不要な機能・品質を有する物品は調達しないこと

【環境物品等調達方針】
○　毎年度、調達方針を作成・公表
○　調達方針に基づき、調達を推進
○　調達実績の取りまとめ

－　年度ごとの環境物品等調達方針　－
○　紙類、文具類、ＯＡ機器、作業服等の特定調達品目
・27年度：21分野270品目及び北海道認定リサイクル製品
・28年度：21分野270品目及び北海道認定リサイクル製品
○　判断基準（調達に当たっての判断基準）
○　配慮事項（調達に当たって配慮することが望ましい事項
○　調達目標（原則100%）

【公　表】　道のインターネットホームページ等による公表
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/recycle_2/green/

【推進組織】
グリーン購入調達推進連絡会議
（各部等の代表主査で構成）

### ◆公共事業等の計画または実施段階での環境配慮

公共事業等の計画又は実施に当たっては、環境負荷の低減など環境に配慮する必要があるため、道では、公共事業における建設廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用などを推進しています。

### ◆環境に配慮した契約の取組

平成19年に制定された「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（環境配慮契約法）では、地方公共団体においても環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約（環境配慮契約）の推進に努めることとされています。

道では、これまでも環境に配慮した取組を進めてきたところですが、平成26年3月に「道における環境配慮契約への対応方針～効果的な導入のあり方～」を定め、導入が可能なものから取り組んでいます。

## (2) 環境と調和した産業の展開

### ア　環境と調和した農業の展開

道では、農業の自然循環機能を維持・増進させ、環境との調和に配慮した、安全・安心で品質の高い農産物の安定生産を進めるため、堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるクリーン農業やそれらを基本的に使用しない有機農業を推進しています。

■YES!cleanマーク

北海道安心ラベル

このため、化学肥料や化学合成農薬の低減技術や有機農産物の安定生産に向けた技術などの開発・普及を進めるとともに、一定の基準を満たしたクリーンな農産物を対象に、詳しい栽培情報を消費者等にお知らせする「北のクリーン農産物（YES!clean）表示制度」を平成12年に創設しました。平成16年からは、化学肥料の使用量及び化学合成農薬の使用回数といった数値化により登録を実施するとともに、平成23年度からYES!cleanマークの表示対象をYES!clean農産物を原材料とした加工食品にも拡充し、一層の生産及び流通・消費の拡大を推進しています。

なお、この制度に基づいて生産されたYES!clean農産物は年々増加しており、平成27年度で延べ407集団が生産し、55品目が登録されていますが、まだ生産量が少ないことや消費者の認知度も低いことから、産地及び供給量の増加やPR活動等積極的に取り組んでいます。また、有機農業については、理解の促進や販路拡大を図るためのPR、生産者と消費者の交流イベントの開催などに取り組むほか、国が定めた全国共通の生産基準をクリアし、第三者機関が検査・認証を行う有機JAS制度についても、その普及啓発を図っており、平成27年度で274戸が有機JAS農家として認定されています。

■YES!clean表示制度登録生産集団数

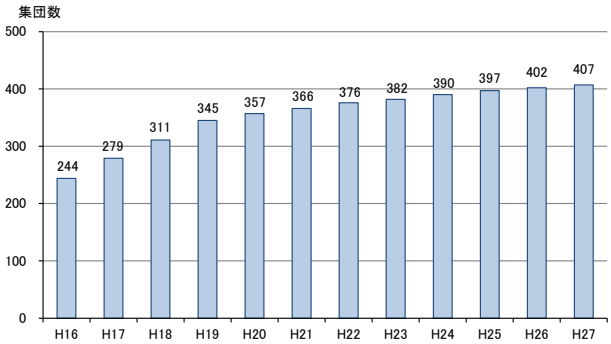


■有機JAS認定農家戸数

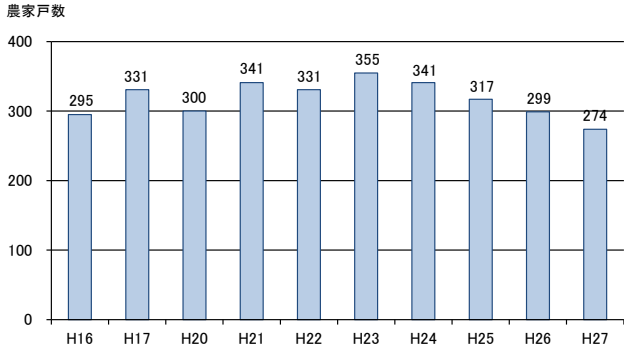


## イ　環境と調和した林業の展開

北海道の森林は、エゾマツやミズナラに代表される天然林とカラマツなどの人工林で構成され、水源の涵(かん)養や土砂の流出防止など、様々な公益的機能を有していることから、道ではこれまでも適切な森林づくりに取り組んできました。

森林は、成長する過程で光合成により二酸化炭素を吸収しており、住宅や家具として木材を利用することで炭素を長期に固定するとともに、化石燃料の代替として木質バイオマスを供給するなど、地球温暖化の防止に役立っています。

森林の取扱にあたっては、森林所有者、関係事業者、行政機関がそれぞれ環境に配慮する必要があり、道では、森林整備にあたって配慮すべき事項をまとめた「生物多様性の保全に配慮した森林整備事業の手引き」を作成しました。また、市町村森林整備計画において、生物多様性の保全に特に配慮するゾーンを設定する際の参考資料として、「生物多様性ゾーンの設定について」を作成し、市町村に周知しています。

さらに、独立した民間の第三者機関が、一定の基準により環境に配慮した森林経営が行われている森林を認証する「森林認証制度」の取組が道内に広がっており、平成27年度末における道内の認証森林面積は約108万ｈａと、道内の森林面積の約19%、全国の認証森林の約59%を占めています。

## ウ　環境と調和した水産業の展開

水産資源の生育の場である水域環境の適切な保全や循環型社会の構築に向け、環境と調和した水産業の展開が求められており、地域ごとに川上から川下に至る一貫した流域の環境保全を推進するため、関係者や関係機関などのネットワークづくりを促進するとともに、環境生態系の保全を図るため、藻場や干潟等の保全活動等を行う活動組織に対して、支援を行っています。

さらには、循環型社会構築のため、水産系廃棄物の適正処理と循環利用を促進しています。

## エ　環境と調和した観光産業の展開

道では、豊かな自然環境を道民の貴重な財産として損なうことなく守り育てながら、自然とのふれあいを大切にする北海道らしい観光地づくりを進めるため、アウトドア観光やグリーンツーリズムなど地域の自然を活かした体験型観光を促進するとともに、観光地における環境美化など

環境にやさしい観光地づくりを推進しています。

そのため、アウトドア資格制度に基づく講習会や体験型観光のPRなどを実施するとともに、地域における美化活動に対する支援や環境に関する意識・マナーの普及、啓発に取り組んでいます。

## (3) 環境ビジネスの振興

道では、環境ビジネスの創出・育成を推進するため、平成 28 年３月に第２期北海道環境産業振興戦略を策定し、重点的に取り組む分野としてスマートコミュニティ関連及びリサイクル関連、省エネルギー関連の３分野を設定して施策を展開することとしています。

先進的エネルギー関連技術振興事業の技術開発・製品開発に対する補助金や、環境産業販路確立総合対策事業の企業間連携による事業化などの支援、次世代環境産業育成・振興事業によるスマートコミュニティや水素関連ビジネスの展開促進の検討を行うとともに、次世代エネルギープロジェクト事業化推進事業補助金や、リサイクル産業創出事業補助金のほか、北海道中小企業応援ファンドや北海道産業振興条例に基づく製品開発支援等に特定産業分野枠（環境・エネルギー産業など）を設け、中小企業の競争力の強化に向けた助成措置を実施するなど、環境・エネルギー産業への支援を実施するとともに、関係者の連携強化や施設整備の促進、各種情報の提供等に対する支援を通じ、環境ビジネスの振興を図っています。

また、大気浄化や土壌・水質の改善といった環境分野でのニーズが急速に高まっている中国に、道内企業がビジネス進出するための足がかりとして、平成 24 年８月に黒竜江省で開催された日中経済協力会議において、本道が有する技術や経験を活用した協力を提案し、道と中国のビジネスマッチングに取り組んできました。

平成 26 年度には、中国河北省において環境ビジネスセミナーを開催するとともに、札幌と釧路において中国及びベトナム企業との商談会を実施し、知的財産権に関するセミナーや商談のフォローアップを行うなど、道内で培われた環境技術の海外展開を進めています。

## ３　環境と調和したまちづくり

環境重視型社会を構築していくためには、地域住民の生活基盤である「まち」にも環境への負荷を低減する仕組みを取り入れることが重要であり、従来の機能性、合理性を優先させた「まちづくり」の手法に、環境の視点を加え、より環境への負荷の少ないまちづくりや地域づくりを進めていくことが求められています。

国では、良好な都市環境の形成に向けた総合的、体系的な計画である「都市環境計画」を市町村が策定することを推進し、道内では、帯広市と北見市が環境共生モデル都市の指定を受けました。

その後、平成20年度には、低炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」に、国内の13都市が選定され、道内からは帯広市と下川町が選ばれて取組を実施しているほか、平成26年3月には、ニセコ町が「国際環境リゾート都市・ニセコスマートチャレンジ86」を提案し、追加選定されました。

また、国では、「環境・超高齢化対応等に向けた、人間中心の新たな価値を創造する都市」をコンセプトに「環境未来都市」を選定しており、平成23年には、公共施設への木質バイオマスボイラーの導入やカーボン・オフセットの取組の推進など、全国に先駆けた環境政策や超高齢化に対応した低炭素型都市構想が評価を受け、下川町が選定されました。

これらの市、町では、現在、地球温暖化対策など、様々な先駆的取組を進めています。

### (1) 環境に配慮した住まいづくり

民生（家庭）部門の二酸化炭素排出割合が他県よりも高い本道においては、住まいづくりにおける環境への配慮が重要です。

このため、「北海道住生活基本計画」に基づき、省エネルギー性能の高い住宅の普及促進に取り組んでいるほか、住宅ストックの循環利用の促進や住宅の長寿命化、再生可能エネルギーの活用など、環境に配慮した住宅政策を総合的に推進しています。

また、平成26年度から、これまでの北方型住宅の枠組みを見直し、住宅の断熱、気密などに関する技術者の所属など一定の要件を満たす住宅事業者を「きた住まいるメンバー」として登録する「きた住まいる」の運用を開始しています。事業者の実績や住宅の特長などを、消費者へわかりやすく情報提供することにより、北国にふさわしい良質な住宅ストックの形成（住宅全体の質の向上）を図っています。

このほか、公営住宅では、地域材を活用した木造公営住宅の整備など環境に配慮した取組を促進しています。

### (2) 土地利用に際しての計画

道民の生活や生産の共通基盤である道土（北海道の区域における国土）の総合的、計画的利用を図るため、「国土利用計画法」に基づき、「国土利用計画（北海道計画）」及び「北海道土地利用基本計画」を定めています。

国土利用計画（北海道計画）は、平成20年度に変更され、地球環境問題等を踏まえ、環境と経済の調和を基本として、国内外に貢献していく社会の実現を目指すものとしています。

北海道土地利用基本計画は、平成21年度に変更され、都市計画法や森林法、自然公園法等に基

づく諸計画の上位計画として、総合調整機能を持つとともに、土地取引には国土利用計画法に基づき直接的に、開発行為には個別規制法を通じて間接的に規制する基準としての役割を担っています。

都市地域について、道では、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のほか、土地利用、都市施設、市街地開発事業に関する計画（都市計画）の決定に当たり、あらかじめ環境保全面からの配慮が効果的に行われるよう必要な措置を講じており、具体的には、計画の原案作成段階で十分な検討を行い、環境保全上著しい支障を生じるおそれがある場合には、所要の措置が講じられるよう関係市町等と調整しています。さらに、一定規模以上の道路や土地区画整理事業等については、環境影響評価法等に基づき、環境影響評価を行い、環境保全に配慮した都市計画を決定しています。

## （3）土地の利用に際しての規制等

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう、敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積が3,000㎡以上の製造業等の工場を新設又は変更しようとするときには、「工場立地法」に基づき、工事に着手する日の90日（短縮申請により30日）前までに知事又は各市長（権限移譲を行った町村にあっては各町村長。平成29年4月1日に知事から全町村長に権限委譲を予定。）に届け出るよう定められています。この場合、敷地面積に対する生産施設や緑地の割合等について定めた「工場立地に関する準則」に適合していなければなりません。

また、森林の無秩序な開発を防止し、森林の適正な利用を図るために、森林法に基づく林地開発許可制度があり、1haを超える森林を開発する場合には、知事や権限移譲を受けた市町村長の許可を必要としており、開発行為により災害や水害が発生しないこと、水源涵（かん）養などの機能や周辺の環境に著しい影響を与えないことなどを許可基準として定めています。

このほか、自然環境の保全や良好な生活環境の確保、災害の防止を図り、適正で合理的な土地利用を進めるため、道は「ゴルフ場開発の規制に関する要綱」に基づき、ゴルフ場の数が3以上、又はその面積が当該市町村面積のおおむね1%以上を占める市町村においては、当分の間、新たなゴルフ場開発を基本的に認めないこととしています。

### ◆特定の開発行為の規制

道では、無秩序な開発による災害の発生を未然に防止するとともに、環境を保全するため「北海道自然環境等保全条例」に基づき、1ha以上のスキー場やキャンプ場等の建設、資材置場又は工場用地の造成及び土石の採取を知事の許可が必要な特定の開発行為として規制しています。

なお、許可に当たっては、森林の適正な保存、必要な防災施設の設置などについて許可基準に基づき審査するとともに、許可後の開発行為が適正に行われているかどうかについても監視等を行っています。

また、許可の手続きが円滑に行われるよう事前相談や事前審査にも応じています。

■特定の開発行為に係る処理状況

| 区分 | | 許可 H25年度 | 許可 H26年度 | 許可 H27年度 | 事前相談 | 事前審査 | 完了検査 | 監視指導 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ゴルフ場 | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 面積 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| スキー場 | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 面積 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 遊園地等 | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 面積 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 複合施設 | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 面積 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 宅地の造成 | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| | 面積 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 資材置場等 | 件数 | 1 | 0 | 4 | 5 | 14 | 2 | 6 |
| | 面積 | 6 | 0 | 35 | | | | |
| 土石の採取 | 件数 | 12 | 13 | 17 | 28 | 29 | 7 | 83 |
| | 面積 | 113 | 137 | 158 | | | | |
| 合計 | 件数 | 13 | 13 | 21 | 33 | 43 | 9 | 96 |
| | 面積 | 119 | 137 | 193 | | | | |

※1　「許可」以外の区分は、平成27年度の件数
※2　面積単位：ha
※3　事前相談と監視指導については延べ件数

## ４　基盤的な施策の推進

### （1）環境影響評価制度の運用

環境影響評価、いわゆる環境アセスメントは、事業者が道路やダム、鉄道、発電所の建設、さらに宅地開発やゴルフ場の造成などを実施する際に、あらかじめその事業が環境に及ぼす影響について科学的な調査、予測、評価を行い、その過程や結果を公表して、住民や行政機関、専門家などの意見を聴く手続を通じて、事業の実施に伴う環境保全について適正に配慮されることを確保しようとする制度です。つまり、環境アセスメントは、事業者自ら広範囲に集めた環境情報をもとに環境影響の回避・低減を図り、適切な環境保全措置を検討することを目的として行われるものです。

このため、事業者が十分な環境情報を収集し、環境への配慮を適切に行うためには、地域の環境に関して様々な情報を持っている道民の皆さんや専門家の方々からの意見が不可欠であり、道では、制度や手続過程に関する情報を、ホームページで提供しています。

（ http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/assessindex.htm）

なお、最近3年間の「環境影響評価法」及び「北海道環境影響評価条例」に基づき行った手続の実施状況は、右表のとおりです。

■道における環境影響評価手続の実施件数

| 区分＼年度 | | H25 | | | | H26 | | | | H27 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ス | 配 | 方 | 準 | ス | 配 | 方 | 準 | ス | 配 | 方 | 準 |
| 道路 | | 1 | | | | | | | | | | | |
| 発電所 | | 1 | 1 | 2 | 1 | | 4 | | 4 | 1 | 6 | 9 | 1 |
| その他 | | | | | 1 | | | | | | | | |
| 合計 | 法律 | | 1 | 2 | 2 | | 4 | | 4 | | 6 | 8 | 1 |
| | 条例 | 2 | | | | | | | | 1 | | 1 | |

ス：スクリーニング　配：配慮書　方：方法書　準：準備書

#### ア　環境影響評価法に基づく環境影響評価

「環境影響評価法」では、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所の建設などのうち、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業が対象とされています。

また、法の施行から10年を経て浮かび上がってきた課題への対応や、生物多様性の保全など、環境政策の課題の多様化・複雑化の中での環境アセスメントが果たすべき役割の変化などを踏まえて、平成23年4月に、計画段階環境配慮書手続（配慮書手続）や環境保全措置等の結果報告・公表手続（報告書手続）などを盛り込んだ同法の一部改正法が成立し公布されました（平成25年4月施行）。

#### イ　北海道環境影響評価条例に基づく環境影響評価

道では、昭和53年に他の都府県に先がけて、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境配慮が適切かつ円滑に行われることを目的として、「北海道環境影響評価条例」（以下「道条例」という。）を制定・運用しており、平成10年には、環境影響評価法との整合を図るため、全面改正を行いました。

また、平成23年4月の同法の一部改正や、道条例改正後既に10年が経過し、その後の社会情勢の変化等を踏まえたものにする必要があったことから、平成25年3月に道条例を一部改正し、事業計画段階の配慮書手続きの新設やインターネットを利用した関係図書の公表手続の追加、対象事業への風力発電所の追加等を行いました（平成25年10月施行）。

更に、環境影響評価手続の対象に放射性物質による環境への影響を含めることとした環境影響評価法の一部改正が施行されたことを受け、道条例においても平成28年3月に同様の改正を行いました（平成28年5月施行）。

道条例では、道路、河川、鉄道、飛行場、発電所の建設などのうち規模が大きく、環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものを第一種事業と定め、環境影響評価手続を義務付けています。第一種事業に準ずる規模の事業を第二種事業と定め、環境影響評価の必要性について知事が判定することとしています。この判定手続をスクリーニングと言います。調査、予測、評価の対象となる項目は、事業特性や地域特性を勘案して、道の環境影響評価技術指針に定める環境要素を考慮して事業者が選定します。

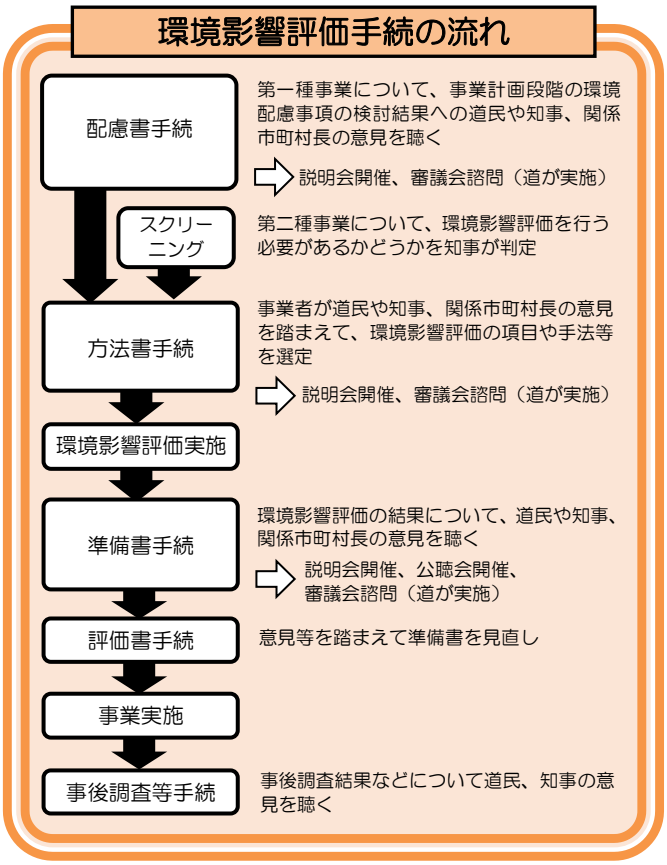


道条例による環境影響評価の手続は概ね右図のとおりであり、配慮書手続の時点では、事業計画段階での環境配慮事項の検討結果、方法書手続の時点では、選定した環境要素の項目や調査等の手法、準備書手続の時点では、調査、予測、評価結果等について、それぞれ約６週間、道民の皆さんは事業者に対し、意見を述べることができます。

また、事業を総合的かつ計画的に行う必要がある地域に、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業が集中し、環境への配慮を一体として行う必要がある場合には、その地域を「特定地域」として指定し、個別の事業による環境影響評価とは別に、その地域の環境について配慮事項の検討及び評価を行う「特定地域環境評価」を実施することとしています（現在、苫小牧東部地域と石狩湾新港地域の2つの地域が特定地域に指定されています）。

## （2）環境に関する調査研究の推進（地方独立行政法人北海道立総合研究機構）

地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）の前身である道立試験研究機関は、時代のニーズや様々な課題に対応するために設立され、各分野、各地域における課題等に対応した研究開発を行い、その成果を道民に還元する役割を果たしてきました。

道総研は、その役割の維持・向上と、近年の社会情勢の変化や道民のニーズの多様化・複雑化に対し、柔軟な対応ができる組織へと改革するため、平成22年、22の道立試験研究機関を統合し、設立されました。

道総研では、農業、水産、森林、工業、地質、建築等の分野で環境に関連した調査研究を行っているほか、環境科学研究センター（環境・地質研究本部）では、自然環境や大気環境、水環境の保全、野生生物の保護管理や生態系の保全、廃棄物処理のほか、気候変動の影響や酸性雨などの調査研究を総合的に進め、道の環境関連施策に反映しています。

**≪環境科学研究センターの主な取組≫**

環境問題を適切に解決していくためには、その対策が科学的な根拠に基づいて行われる必要があるため、環境科学研究センターでは自然環境や大気・水環境等の保全等に関する、様々な調査や研究を進め、道の環境関連施策の基礎となる科学的知見を提供しています。

**研究事業**

地球温暖化や酸性雨等の地球規模の環境問題、PCBの発生源解析手法、海や湖沼などの汚濁原因の解明や監視手法、廃棄物のリサイクルや適正処理、衛星画像等を利用した自然環境の評価解析手法、生物多様性の保全や野生生物の保護管理等に関する研究を行っています。微小粒子状物質（$PM_{2.5}$）に関しては、道内で$PM_{2.5}$の未測定地域が広く残ることから、大気環境状況を補間的に把握するための手段として安価なPMセンサが活用できるかどうかについて、道、大学、民間との共同で実証試験を行いました。その結果、センサの測定値は自動測定機の結果とよく一致しており、センサの有効性が確認できました。長期使用による感度変化の把握などについて、現在も実証試験を進めています。

また、道総研各研究機関、大学、国立研究開発法人国立環境研究所や民間企業等と連携し、技術や情報を共有しながら研究を進めています。

平成27年度には、森林管理と連携したエゾシカの個体数管理手法に関する研究を進め、局所スケールでシカ密度や森林への影響把握を行う手法、捕獲適地抽出や捕獲技術の開発を行いました。

今後、技術普及のための手引き等を作成し、北海道エゾシカ対策推進条例及びエゾシカ保護管理計画の推進に活用されます。

**調査事業**

地域の環境の状況を的確に把握するため、大気、水質、騒音・振動、悪臭、土壌汚染、化学物質汚染などの実態調査、野生動植物の分布や生態などの調査を行っています。

また、良好な環境を維持するための適正な環境基準の設定、自然公園地域など特に保全すべき生態系や保護すべき植物の育成状況に関する基礎的な調査、環境基準が達成されていない水域に係る原因の解明や改善に必要な調査、野生動物の保護管理システムの策定に必要な調査などを行っています。

■大気汚染物質の測定

**監視指導業務**

大気汚染や水質汚濁に関する立入検査に併せ、汚染物質の測定、分析やその低減方法の技術を助言しているほか、大気を常時把握するための監視調査（モニタリング）を実施し、平成13年度からは、ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類の監視を行っています。

**情報提供業務等**

センターの調査・研究活動を広く周知し、環境に関する知識を普及するため、所内に環境情報資料室を設けて一般に開放しているほか、調査研究成果発表会の開催、事業概要や調査研究を取りまとめた所報やセンターニュースの発行、ホームページ（http：//www.ies.hro.or.jp/）の活用によ

り各種情報発信を行っています。

そのほか、各種研修会やセミナー等への講師派遣、大学生等の環境保全を担う研究人材の受入、道内の中学生への総合学習（環境教育）の場の提供、道や札幌市等で開催する環境展等啓発の場への出展などにより、センターの持つ技術の提供や普及に努めています。

また、最近の情報メディアの発達から、コンピュータを用いて国土地理や衛星画像を含めた環境に関する様々な情報を蓄積し、研究に活用することが重要となっているため、大気や水質などの測定結果や自然環境情報のデータベース化、GIS（地理情報システム）の利用及び衛星リモートセンシングによる解析などを進め、これらを利用したネットワークシステムの構築と環境情報の提供を目指しています。

## （3）環境保全に資する国際的な取組の推進

今日の環境問題は一国だけで解決できるものではなく、国境を越えた取組が求められています。

道では、開発途上国等の環境保全に対する技術支援等を図るため、国とも連携を図りながら、専門職員の派遣や研修生の受入れなどを積極的に進めており、平成7年度からは国際協力事業団（JICA（現：独立行政法人　国際協力機構））等と連携して、開発途上国の行政官等を対象にした研修事業を実施しています。

## （4）環境情報の提供

近年のインターネットの普及に伴い、ウェブサイトを活用した情報公開が一般化していることから、道でも、ウェブサイトの整備を進めています（環境政策課のトップページ「ほっかいどうの環境」http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/index.htm）。

このウェブサイトには、環境局内各課室のトップページへのリンクのほか、新着情報やイベント等のニュース、近年の環境白書や環境関連の法律・条例・規則・計画、環境調査・観測結果のデータ、さらには、環境教育に関する啓発資材など、様々な情報を掲載しています。

また、北海道の恵まれた自然環境の保全、地球温暖化対策、循環型社会の形成に向けた取組など、環境に関する最新情報や話題を環境情報メールマガジン「北海道環境メッセージ」として、希望される方に月1回配信しており、平成28年6月末現在の登録者数は5,504人となっています。

**◆ＧＩＳ（地理情報システム）の活用**

環境に関する情報は多種多様で、情報量も膨大ですが、現在ではGIS（地理情報システム）を用いることにより、地理上の位置情報をキーとして特定の地域の様々な環境情報を検索することが可能となっています。

また、人工衛星のデータ画像を利用するリモートセンシング技術の研究が進み、従来の航空写真では判別できなかった植生の違いまで解析できるようになってきました。

道や道総研環境科学研究センターでは、次の環境に関するGISをウェブサイトに掲載しており、野鳥の分布を調べたり、動植物の観察情報を入力して地図を作製したりすることができます。

| | |
|---|---|
| GISで見る北海道の環境と資源 | http://envgis.ies.hro.or.jp/index.html |
| Bird Base アジアの鳥類分布データベース | http://birdbase.ies.hro.or.jp/ |
| 「北の生き物たち」情報システム | http://kankyo.ies.hro.or.jp/html/index.asp |
| 北海道の水環境 | http://envgis.ies.hro.or.jp/mizu_index.html |